

ILO「協同組合振興に関する勧告」の解明

岡安喜三郎

第1部 国際労働機関（ILO）と協同組合	3
勧告と国際労働基準について	3
協同組合発展におけるILOの役割.....	3
第127号勧告の見直しと新勧告への道	4
新勧告の討議過程	5
第2部 第193号勧告「協同組合振興勧告2002」解説	6
前文	6
前文で明確にした協同組合の社会的・経済的位置と役割	6
前文に記載されたILO宣言、条約および勧告.....	7
第 章 適用範囲、定義、目的	10
第1項〔勧告の適用範囲〕	10
第2項〔協同組合の定義〕	11
第3項〔協同組合アイデンティティ促進・強化の基礎〕	12
第4項〔協同組合振興の諸施策〕	13
第5項〔社会的包容のための特別諸施策〕	13
第 章 政策的枠組みと政府の役割	14
第6項〔バランスのとれた社会における政策と法制度の整備〕	14
第7項〔協同組合振興にあたって肝要な点〕	15
(1)〔協同組合振興を経済的・社会的開発の一つの柱と位置づける〕	16
(2)〔協同組合を適切に処遇し、特定の社会的・公共的政策課題では支援施策を導入する〕	16
(3)〔協同組合運動における女性の参加拡大を特別に考慮する〕	17
第8項〔特に実行すべき国内政策の具体的内容と留意点〕	17
(1)〔特に実行すべき国内政策の具体的内容〕	17
(2)〔上記政策化にあたっての留意点〕	19
第9項〔インフォーマル経済と協同組合の役割〕	20
第 章 協同組合振興のための公共政策の履行	20

第 10 項〔法制度の策定と改正と協議〕	21
（ 1 ）〔協同組合法制度等の策定と改正〕	21
（ 2 ）〔協同組合に関連する法制度等の策定と改正の際の協議〕	21
第 11 項〔協同組合に対する支援サービス〕	21
（ 1 ）〔サービスの目的と政府の任務〕	21
（ 2 ）〔サービス内容〕	21
（ 3 ）〔以上の支援サービス確立に対する政府の援助〕	22
（ 4 ）〔政府による協同組合の役割承認の手段・方法〕	22
第 12 項〔融資や信用貸付利用を容易にする政府の施策〕	22
第 13 項〔協同組合間連帯・提携の発展の諸条件整備〕	23
第 章 使用者団体、労働者団体、協同組合団体の役割、そして各団体間の関係	23
第 14 項〔使用者団体、労働者団体、協同組合団体の協力〕	23
第 15 項〔使用者団体への協同組合の加入、サービス提供〕	24
第 16 項〔労働者団体の役割〕	24
第 17 項〔協同組合グループの役割〕	25
第 章 国際的協同	25
第 18 項〔国際的協同の促進〕	26
第 章 終末規定	27
第 19 項〔第 127 号勧告の取扱い〕	27

第 1 部 国際労働機関（ILO）と協同組合

勧告と国際労働基準について

国際労働機関（the International Labour Organization：ILO^(*)、以下 ILO）は 1919 年に国際連盟とともに発足し、第二次世界大戦後は国際連合（国連）の専門機関となった国際機関である。ILO 憲章（Constitution）によれば、ILO のもっとも伝統的で重要な仕事の一つは、国際労働基準（International Labour Standard）を定め、処理することにある。

(*) ILO は英語、フランス語、スペイン語を公式言語にしている。本稿では原文としては英語を主として活用した。

本稿で扱う「協同組合振興勧告 2002（Promotion of Cooperatives Recommendation, 2002）」は ILO 勧告（Recommendation）の一つであるが、勧告は ILO 条約（Convention）とともに国際労働基準を設定するものである。勧告や条約は各加盟国の三者、すなわち政府、使用者、労働者の代表で構成される国際労働総会（International Labour Conference（= General Conference of ILO；ILO 総会とも言う、以下 ILO 総会）で採択される。

条約は加盟国の批准によって、規定されたことの実施が義務づけられ、拘束力が生じる。勧告は、加盟国の政策、立法、慣行の指針となるものであり、批准という手続きはないが、以下の点は条約と同様である。すなわち、すべての加盟国は、総会で採択された全条約・勧告について、自国ではどのような対応をするかを決定するために、権限ある機関（国会など）にそれらを提出することを約束させられ、その処理結果を ILO 事務局長（Director-General）に通知する義務が課せられている。

協同組合発展における ILO の役割

ILO と協同組合とは、ILO 設立当初から密接な関係を保ってきた。このことは、今回の勧告案討議の開始にあたる「第 89 回総会向けレポート第 5 議題第 1 次読会（International Labour Conference 89th Session 2001 Report V(1)）」（以下、第 89 総会向けレポート（1）。2000 年 ILO 事務局発行）の序文の中に、「協同組合の発展における ILO の役割」として書かれているので紹介しよう。

「ILO 憲章第 12 条は、使用者と労働者以外にも、公認されている組織を通じて行われる協力者との協議について規定しているが、その条文の中で、協同組合の重要性に

ついて承認している。1920年3月に開かれたILO理事会では、協同組合の技術サービス（機関）が、ILOの組織の一環として設立されている。このように、協同組合のサービスはILOの中で確立された、最も古くかつ確固としたサービスの一つである。こうした規定に沿って、ILOは、主要には技術支援と情報提供を通じて協同組合の発展を促し、政府・労働者・使用者の団体に対して、この分野におけるこれら団体の役割についてアドバイスを行ってきた。今日、国連システムの中でこのことを目的とした最大の技術協力プログラムを有している。」

ILOは1966年に協同組合勧告として、第127号勧告「[発展途上国]協同組合勧告（Cooperatives (Developing Countries) Recommendation, 1966 (No. 127)）」を採択し、特にアジア・アフリカ・中南米において国際協同組合同盟（International Cooperative Alliance : ICA、1895年設立。以下ICA）と協力して、女性などの自立のためのプログラム、人的資源開発プログラム、協同組合教育プログラム等に取り組んできている。

第127号勧告の見直しと新勧告への道

20世紀、ILOにおいて、協同組合に関する包括的な議論が行われたのは第127号勧告を採択した1966年のILO総会が最後であった。それから30数年、20世紀も終わろうとする時期、1999年3月に開かれた理事会（Governing Body）は、改訂国際基準の2002年採択に向けて、2001年の総会で協同組合振興の問題を取り上げる決定をした。

それはもはや発展途上国向けだけの勧告ではなくグローバルな新勧告であること、勧告される協同組合振興施策の根本は、協同組合を社会発展の担い手として位置づけるとともに、協同組合の持っている自助の潜在力の開発にあることが明確にされた。第89回ILO総会の開催要項（Memorandum）には以下のように記述されている。

「多くの国際労働基準が直接間接に協同組合に言及しているが、協同組合の振興に関する基準は1966年の第127号勧告「(開発途上国)協同組合勧告」だけである。第127号勧告の採択以降、この基準の視野をはるかに超えた政治的・経済的・社会的変化が、世界中の協同組合に様々な影響を及ぼしてきた。

先進工業国では、既存の協同組合事業の構造転換や協同組合の新しい形成のために、最新のマネジメント手法が必要とされてきている。そして、現在のグローバル化の中で協同組合は他の企業と競合している。

体制移行国（旧共産国のこと - 引用者注）では民間移行によって、いくつかの政府お抱え協同組合が清算される一方で、他の協同組合は本物の協同組合へと転換が進んだ。

開発途上国では、協同組合は自己雇用の機会創出、そして数百万人ももの労働条件と生活改善に重要な役割を果たしている。同時に、政府主導でも投資家主導でもない起業分野において、本質的な基盤サービスを利用できるようにする面でも重要な役割を果たしている。

協同組合はまた、女性のみならず、貧しい人たちや先住民の人たちを、まともな経済生活に合流させる大きな役割を果たしてきた。今日、協同組合は、若い人たち、弱者のグループ、障害をもつ人たちにとって、渡り鳥状態の減少、仕事の創造という面でますます大きな役割を果たしている。

このような動向に鑑み、協同組合に関する新しい普遍的で適切な基準とは、協同組合がその自助の潜在力を完全に開発するものであること、また、失業や社会的排除など当面する様々な社会的・経済的問題に本気で取りかかり、グローバル市場経済の中での競争能力を高めるものであることを、ILO 理事会は認識した。」

新勧告の討議過程

「協同組合振興勧告2002」は、ILO総会議事進行規則に基づき、2001年6月第89回総会および2002年6月第90回総会の2回審議（double-discussion）という審議方法を経て採択されたが、これを順を追って見てみる。

ILO 理事会の決定に基づき、2000年初頭、ILO事務局（International Labour Office）は、第89回総会に向けて各国の討議を呼びかける第1次読会「第89総会向けレポート（1）」を発行し、各国政府、ICA加盟団体に送付した。これは現在の協同組合の状況を分析し、巻末に「勧告案骨子」に当たるアンケート項目を載せた、130ページを超える力作である。（英語版、フランス語版、スペイン語版）

その後ILO事務局は、この第1次読会に対する各国政労使の意見表明を日本など95ヶ国から集約し、2001年初頭、そのアンケート集約結果と勧告原案とからなる第2次読会「第89総会向けレポート（2）」を発行した。

総会での審議は、集中討議を目的として議案毎に政労使合同の委員会が設置され、委員会討議が軸になって進行する。その間、政労使の個別討議も繰り返され、多くの修正動議を取り扱いながら委員会結果の取りまとめを行い、それが全体会で承認される。

2001年6月の第89回総会は、以上の手続きを経た委員会の報告を承認し、「協同組合振興」という議題が次回定期総会で取り上げられ、勧告の採択を視野に入れ2回目の審議を行うことを決議した。

2001年10月には総会で確認した暫定勧告案の意見を求める「第90総会向けレポート（1）」が発行され意見集約がされた。その各国からの回答をまとめ、2002年3月には「第90総会向けレポート（2b）」（修正勧告案）4月には回答一覧の「第90総会向けレポート（2a）」が発行され、6月の総会に向けた準備が進んだ。

2002年6月の第90回ILO総会は、前年同様に委員会の集中討議を経て、全体会での新勧告採択に至った。

これら89回総会（1回目審議）および90回総会（2回目審議）での委員会討議の経過は、ともにILO事務局から出されている暫定議事録（Provisional Record）に詳しい。なお、この2回の総会には日本の協同組合から日本労働組合総連合（略称「連合」）推薦のオブザーバーとして、日本労働者協同組合連合会の菅野正純理事長が参加している。

新勧告は第90回総会終了後、既存の勧告と同様に管理上の連番号を付けられて、「第193号勧告（R193）」となった。

第2部 第193号勧告「協同組合振興勧告2002」解説

本勧告は、前文（Preamble）にあたる部分と、6章19項（Paragraphs）にわたる本文、最後に協同組合原則を抜粋した付属文書（Annex）とから成る。

前文

前文は、ILOが2002年6月の第90回総会で国際労働基準となる文書を採択したこと、その基準文書の形態は勧告であることを述べるとともに、この文書採択に当たった前提認識を述べている。前者についてはすでに第1部で説明してあるので、ここでは前提認識について解説する。

前提認識は大きく二つの内容に区分される。第一の内容は、協同組合の機能と役割を認める一連の文章、第二は、ILOの宣言、他の国際労働基準、ディーセント・ワークの実現等、ILOの基本目標との関連づけの一連の文章である。

前文で明確にした協同組合の社会的・経済的位置と役割

勧告前文では、協同組合振興に関する勧告の前提認識となる協同組合の社会的・経済的位置と役割について3点にわたって記述している。それは各国の、また国際的な

社会的・経済的諸問題の解決にあたって、協同組合の運動と事業がどのように位置付くか、またどのような役割を果たさせることができるかを、政府、使用者、労働者の三者は明確に認識したことを示したものである。

第1点目は、現在の諸問題の解決にあたって、協同組合の持つ重要な役割を認めたことである。具体的には就労の創出、資源の動員、投資の刺激、経済貢献の面での重要性が提示されている。就労の創出は、日本を含む世界各国における貧困の増大、企業倒産・大量失業の時代にあって極めて逼迫した課題である。連帯を旨とする協同組合事業への参加は、市場経済の中にあって利殖を目的とせず資源を動員し投資を促すのみならず、福祉や公益の分野において大きな役割を果たすことが期待されている。

第2点目は、さまざまな形の協同組合が、すべての人々の経済的・社会的発展への完全参加を促進することを認識したことである。同様の記述は本勧告採択に先立つ国連第56回総会決議「社会開発における協同組合」にも見られ、「(総会は)さまざまな形の協同組合が、女性や若年者、高齢者、障害者等あらゆる人々による経済・社会開発への最大限可能な参加を促進し、また経済・社会開発における主要な要素になりつつあることを認識し、」(2001.12.19 国連決議 56/114、JJC 仮訳)とある。

第3点目は、グローバル化の下で協同組合が重要な役割を持っていると確認したことである。グローバル化は協同組合に対し、新しい様々な圧力、問題、挑戦課題、機会を生み出してきたことを踏まえながら、全国レベル、国際レベルでのより強い人間連帯が、グローバル化のもたらす恩典をより公平に分配する手助けのために必要であると括っている。これは協同組合が原理的に資本結合体ではなく、人的結合体としての民主的特性(一人一票制など)を持った事業体として、強い人間連帯を作り出すことに着目したものである。

前文に記載された ILO 宣言、条約および勧告

前文は更に、ILO の宣言、他の国際労働基準、ディーセント・ワークの実現等、ILO の基本目標との関連づけを行うため、宣言の他に様々な条約、勧告を列記している。参照文は膨大になるので、ここではその抄・要約を紹介する。

「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」(1998 年)から

「すべての加盟国は、問題となっている条約を批准していない場合においても、まさに国際労働機関の加盟国であるという事実そのものにより、誠意をもって、憲章に従って、これらの条約の対象になっている基本的権利に関する原則、すなわち、

- (a) 結社の自由および団体交渉権の効果的な承認
- (b) あらゆる形態の強制労働の禁止

- (c) 児童労働の実効的な廃止
- (d) 雇用および職業における差別の排除

を尊重し、促進し、かつ実現する義務を負うことを宣言する。」

「ILOの目的に関する宣言（フィラデルフィア宣言）」（1944年）から

「総会は、この機関の基礎となっている根本原則、特に次のことを再確認する。

- (a) 労働は商品ではない
- (b) 表現および結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない
- (c) 一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である
- (d) 欠乏に対する戦は、各国内における不屈の勇気をもって、かつ労働者および使用者の代表者が、政府の代表者と同等の地位において、一般の福祉を増進するために自由な討議および民主的な決定とともに参加する継続的かつ協調的な国際協力によって、遂行することを要する。」

「ディーセント・ワーク」（1999年）

ディーセント・ワークの実現はILOの第一義的な目標として、1999年の第87回ILO総会において、ソマビア事務局長が報告を行い、参加者から承認されたもので、同報告によれば、「権利が保護され、十分な収入を生み出し、適切な社会保護が供与された生産的な仕事」を意味するとされている。「ディーセント（decent）」には様々な訳語が当てはめられているが簡単な適訳がなく本稿ではこのままカタカナ表記で使用する。敢えて言えば「人間的でまともな」となるう。

条約、勧告

第29号条約 強制労働条約（1930年）：いかなる形態であれ強制労働の廃止を求めるもの。ただし、兵役、適正な監督の下にある囚人労働、戦争・火災・地震といった緊急時など、いくつかの適用除外が認められている。

第87号条約 結社の自由及び団結権保護条約（1948年）：すべての労働者及び使用者に対し、事前の許可を受けることなく自ら選択する団体を設立し、または加入する権利を定めるとともに、団体が公の機関の干渉を受けずに自由に機能するための一連の保障を規定。

第98号条約 団結権及び団体交渉権条約（1949年）：反組合的な差別待遇からの保護、労使団体の相互干渉行為からの保護、団体交渉奨励措置を規定。

第100号条約 同一報酬条約（1951年）：同一価値の労働についての男女労働者に対する同一の給与及び給付を求めるもの。いわゆる「同一労働同一賃金」。

第102号条約 社会保障（最低基準）条約（1952年）：医療介護や、病気・失業・高齢・労災・家族・出産・傷病（就労不能）・遺族に関する給付、外国人居住者への平

等な扱いなど社会保障の最低基準を規定。

第105号条約 強制労働廃止条約（1957年）：政治的威圧・教育（政治的矯正）の手段として、政治的もしくは思想的見解の発表に対する制裁として、労働力の動員、労働規律、ストライキ参加に対する制裁または差別待遇の手段として、何らかの形態の強制労働を用いることを禁止するもの。

第111号条約 差別待遇（雇用及び職業）条約（1958年）：人種、肌の色、性、宗教、政治的見解、民族籍、出自にもとづく、雇用、訓練、労働条件における差別待遇を除去し、機会及び待遇の均等を促進する国内政策を求めるもの。

第122号条約 雇用政策条約（1964年）：仕事ができる状態で探している人たちに対し仕事があり、しかもできる限り生産的な仕事であること。職業選択の自由があり、各労働者に平等に最大限の可能な機会が与えられ、また、人種、肌の色、性、宗教、政治的見解、民族籍、出自に関係なく技能や能力が発揮できること。等々を保証する目的の雇用政策策定を求めるもの。

第138号条約 最低年齢条約（1973年）：児童労働の廃止をめざし、就業の最低年齢を義務教育終了年齢以上とするよう規定するもの。

第141号条約 農村労働者団体条約、および第149号勧告（1975年）：農村（都市ではない地域）で働く労働者、小作人、（常用雇用も季節雇用もせず、小作人を持たない）小規模自営者に、結社の自由・団結権を保障することを規定。

第142号条約 人的資源開発条約、および第150号勧告（1975年）：各国に対し、雇用と密接に結びつけた、特に公共職業安定所を通じた、職業ガイダンス・職業訓練の包括的かつ調和のとれた政策および計画を策定し発展させることを求めるもの。

第169号勧告 雇用政策（補足条項）勧告（1984年）：先の条約に対し、労働の権利、人口政策、青年および不利な立場のグループや人々の雇用、インフォーマル・セクター、小規模起業、地域開発政策、公共投資および公共事業計画、国際経済協力と雇用、移民と雇用など具体的に補足、強化したもの。

第189号勧告 中小企業における就労創出勧告（1998年）：中小企業が女性や他の伝統的に不利な立場にあるグループに対し、生産的で持続性があり質の高い雇用機会のよりよい条件にアクセスできる位置を提供していることを確認するとともに、国内政策や法的枠組みの整備、効果的なサービス基盤の開発等を求めるもの。

第182号条約 最悪の形態の児童労働条約（1999年）：18歳未満の子どもが奴隷労働、性産業、薬物密売、健康や道徳を損なうおそれのある労働といった最悪の労働に従事しないよう即時の効果的な措置を求めるもの。

第 章 適用範囲、定義、目的

第 章は本勧告の総論にあたるものである。内容的には本勧告の適用範囲（第 1 項）とそれに密接に関わる協同組合の定義・価値・原則（第 2 項、第 3 項）そして本勧告の目的（第 4 項、第 5 項）である。

第 1 項〔勧告の適用範囲〕

勧告本文の最初になる第 1 項は、この協同組合振興勧告はどのような協同組合に適用されるものであるかを述べた項である。本項の前半で、協同組合があらゆる経済分野で活動していることが認められるとした上で、後半において本勧告は「あらゆる種類・形態の協同組合に適用される」としている。

もっとも、第 2 項で勧告の目的に沿う協同組合を定義しているので、適用範囲は自ずとその定義に沿うものと認められる。後述するように、その定義は ICA の定義を踏襲し、ILO として採択したものである。

日本には、ICA に加入している協同組合団体(*)が存在する一方、ICA に加入はしていないが、中小企業等協同組合法など日本の個別協同組合法によって設立されている協同組合も多数存在する。また、各種金庫も協同組織として法律にもとづき設立されている。これらの協同組合すべてが本勧告の適用範囲に入ることは当然であろう。

(*) 2002 年 10 月現在、全国農業協同組合中央会（JA 全中）、全国農業協同組合連合会（JA 全農）、全国農業共済協同組合連合会（JA 全共連）、農林中央金庫（農林中金）、家の光協会、全国新聞情報農業協同組合連合会（JA 新聞連）、日本生活協同組合連合会（日生協）、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）、全国漁業協同組合連合会（全漁連）、全国森林組合連合会（全森連）、日本労働者協同組合連合会（労協連）、全国大学生生活協同組合連合会（大学生協連）の 12 団体が ICA に加入、これらの団体は、日本協同組合連絡協議会（JJC）を結成している。

この中で労働者協同組合（「協同労働の協同組合」）は、ICA に加入しているが日本には設立根拠となる協同組合法がないために的確に法人化されていない協同組合である。さらに、生協組合員と関連の深いワーカーズ・コレクティブやワーカーズ・コープ、農村女性の仕事作りの協同事業組織、健全者と障害者との統合協同事業体など、様々な場で働く者の協同組合・協同組織が存在している。本項「勧告の適用範囲」では、これらすべてを含むものである。

第2項〔協同組合の定義〕

協同組合とは一般には、その会員（組合員）に共通の社会的・経済的目標を達成するための手段として認識されている。本項では、その一般認識をより明確にし、本勧告の目的に照らし協同組合とは何かという、いわば協同組合の定義を明らかにしている。ILO 総会では様々な議論の末、明示的には書かれていないが、ICA が 1995 年 9 月のマンチェスター大会で採択した「協同組合のアイデンティティに関する声明（Statement on Cooperative Identity）」（以下、ICA 声明）の「定義（Definition）」を採用した。

第 1 項に言う適用範囲の対象としての「あらゆる形態と種類」は、この定義によって、この勧告の目的に沿う協同組織の姿を明らかにしたと解せる。協同組合たる基準を持つことは、営利企業や他の社会活動体との関係で特色を明らかにする必要性のみならず、「似非協同組合」（本勧告第 8 項の(1)の(b)参照）等から真正の協同組合を区別する必要性に応えるものと理解できる。

また、ICA の定義、すなわち協同組合が国際的に自己確認した定義がより広範な人々に対する定義として各国の諸政策に生かされることになった点も重要である。

本項の定義（ICA の定義）は大きく以下の要素から成り立っている。すなわち、協同組合は、

- 他から強制されることなく自発的に結合した人々の自治的な結合体・団体であり、（自発的な人と人とのつながり、人的結合体）
- その人々（通例「組合員」と称する）の共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを実現することを目的とし、（ニーズや願いの実現が目的）
- そのニーズと願いは、事業体・企業を通じて実現するが、その事業体・企業は、組合員全員によって共同で所有され、民主的にコントロールされるもの、（民主的管理の経済団体）

と整理される。

なお、第 90 回 ILO 総会直前までは第 89 回総会の結論を受けて、勧告原案の中で ILO 独自の「定義」を提案していた。その原案は、第 90 回総会委員会の討議で各国内法との整合性を重視して ICA の定義に置き換えられたので、公式な文書ではなくなったが、「必要資金の公平な拠出、リスクと利益の公正な引き受け」等、協同組合事業と組合員の関係をより鮮明に記述しており、今後の定義論議の参考として記録に留めておく価値のある文書である。

「この勧告の目的に照らし、“協同組合”とは、必要資金の公平な拠出、リスクと利益の公正な引き受け、マネジメントと民主的コントロールへの積極的参加という、共

同して所有される事業体の形成を通じて、経済的、社会的、文化的なニーズと願いを実現するために自発的につながりを持った人々の自治的結合体を言う」(第90回総会向けレポート (2b)勧告案第2項、2002年3月)。

第3項〔協同組合アイデンティティ促進・強化の基礎〕

本項は、協同組合のアイデンティティ、いわば協同組合であること、協同組合の良さを自ら持ち続ける主体性や個性の促進・強化は、以下の(a)協同組合の価値と(b)協同組合の原則を基礎にされるべきであると述べている。本項もICA声明の中の「価値(Values)」と「原則(Principles)」を採用している。

(a) 協同組合の価値

1995年ICA声明の「価値」の項では「協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎としている。また協同組合の創始者たちの伝統を受け継いで、協同組合の組合員は、正直、率直、社会的責任、人への思いやりという倫理的価値を信条とする」と宣言している。本項(a)はこれを少々要約したものである。

ここに述べられた一つひとつの価値、人と人との関係において、ある組織や社会において誰でもが大切にしたいと思うものであって、これらを自らの組織自体の価値として宣言したところに協同組合の特色が生まれている。特に後者の「倫理的価値」についてICAの声明起案責任者イアン・マクファーソン氏は「手短かに言えば、正直、率直、社会的責任、人への思いやりとは、あらゆる種類の組織に見ることができる価値であるが、特に協同組合事業においては当を得た否定できないものである」(「Co-operative Principles for the 21st Century」p.11、1996年ICA発行)と述べている。

(b) 協同組合原則

本項(b)でいう協同組合原則とは「国際協同組合運動が発展させた協同組合原則のことで、付属文書において言及されている協同組合原則のこと」と、まわりくどく言っているが、付属文書自身に「1995年ICA総会で採択された、協同組合のアイデンティティに関する声明からの抜粋」と書かれている通り、要するにICAの原則のことである。本文の方ではその標題のみを列記している。すなわち、

- 自発的で開かれた組合員資格、
- 組合員による民主的なコントロール、
- 組合員の経済的参加、
- 自治と自立、
- 教育・研修と情報、

- 協同組合間協同、
- コミュニティへの関与、以上7点である。

付属文書の冒頭に書かれている通り（それは ICA の言葉であるが）、協同組合原則は、協同組合がその価値を実現する際の指針との位置づけである。

1995 年 ICA 声明は、「定義、価値、原則」の3点セットとなっていて、本勧告の第2項、第3項(a)、(b)でこれらをすべて網羅している。この中で本項に引用される「原則」のみに、「国際協同組合運動が発展させた」と形容されているのは、「定義」「価値」が1995年に始めて採択したのに比べて、ICA 創立から現在までが協同組合原則発展の歴史であったことによると思われる。

第4項〔協同組合振興の諸施策〕

第4項は「協同組合やその組合員が行う以下のような活動を援助する目的で、発展段階の水準に関わらず、協同組合の潜在力の開発・向上のための諸施策が採られるべきである」と書かれている。

本項は本勧告の目的を総論的に述べたものである。すなわち、第1に、本勧告は、すべての加盟国において、協同組合の振興施策を持つことを目的としている。もちろん国や地方自治体が、である。第2に、その施策は、協同組合の潜在力の開発・向上させるものであること。第3に、具体的には施策は、協同組合やその組合員が行う以下の(a)から(h)までの活動を援助することにあること。

- (a) 所得を生む活動および持続可能でディーセントな雇用を創出し発展させる活動。
- (b) 教育研修を通じて、人が仕事・労働に果たす様々な能力を開発し、協同組合運動の価値と優位性、有益性についての知識を啓発する活動。
- (c) 起業・経営能力など、協同組合の事業力量を向上させる活動。
- (d) 協同組合の競争力を強化するとともに、市場に参入し制度金融を利用する活動。
- (e) 貯蓄や投資を増やす活動。
- (f) 差別のあらゆる形態の撤廃要求を考慮に入れ、社会的・経済的福祉を向上させる活動。
- (g) 人類の持続的発展に貢献する活動。
- (h) コミュニティの社会的・経済的需要に応える経済部門、すなわち現実味のある力強い、特有の経済部門を確立し、それを広める活動。

第5項〔社会的包容のための特別諸施策〕

さらに本勧告では社会的包容（social inclusion）のために、協同組合の特徴を踏まえ、

その役割を可能とする特別の諸施策の採用を奨励している。第4項が総合的な施策に言及しているとするれば、本項は特別の諸施策の採用、すなわち、「協同組合は連帯によって力を得る組織・企業である」ことを挙げ、「協同組合に、不利な立場にある人たちの社会的包容を達成するために、この人たちのニーズを含め、組合員のニーズ・社会のニーズに応えることができるようにする」特別の諸施策の採用に言及している。

第90回 ILO 総会委員会の論議で労働側副議長（労働側代表の位置）が「この項目は、特別施策がすべての協同組合に必要であると述べているわけではない」（第90回総会委員会暫定議事録段落 137 番）と言っている通り、このような活動をする協同組合形態を積極的に認め、その形態のないところでは設立できるようにする国や地方自治体の諸施策が含まれると言えよう。

世界的に見れば、このような形態の協同組合は既に存在しており、それは典型的にイタリアの「社会的協同組合タイプB」に見ることができる。

第 章 政策的枠組みと政府の役割

第6項〔バランスのとれた社会における政策と法制度の整備〕

第6項では政府が行うべき支援政策・法制枠組の整備を提示し、その目的と妥当性をバランスのとれた社会との関連で強調している。

「バランスのとれた社会」という術語は環境と開発、循環型社会にも使われるが、男女、年齢、障害の有無、等に関わらず誰もがまともな生活を実感できる社会と使われる。自ずと貧困や失業の克服にも言及される。

本項ではそのような「バランスのとれた社会は、公的・私的の強力なセクター（部門）とともに、協同組合、共済その他の社会的かつ非政府の強力なセクターの存在を必要とする」とし、まさにこのような文脈から、政府が以下のような支援政策・法制上の枠組みを整備するべきとしている。

- (a) [登録の制度的枠組の整備]:「協同組合の登録をできる限り迅速で簡単に、費用がかさむことなく能率の良い方法で認めるための制度的枠組みを整備すること。これは協同組合の登録手続き等を容易にすることによって、協同組合の設立促進・振興を図り、協同組合手法と制度をより多くの人たちが活用できるようにするものである。
- (b) [不分割積立金および連帯基金の創設]:「適切な積立金（その一部が少なくとも不分割となりうる積立金）および協同組合間の連帯基金の創設を認める目的の政策を促進する」こと。「不分割積立金」は協同組合の存続中ではもとより、組

合の解散に際しても組合員の間で分配されず、他の協同組合等に譲渡するもので、社会目的性の強い積立金である。日本の特定非営利活動促進法（NPO法）第32条は解散の場合（合併、破産は問題にならない）の残余財産の帰属を規定しているが、協同組合において積立金の一部ではあるがそれと同様の趣旨の導入である。「協同組合間連帯基金」は主に経営資金調達の連帯性を保持し、個々の協同組合の経営活動の安定化を図るもので、日本では日本生協連が採用している。

- (c) [適切な協同組合監督の採用]:「協同組合の本質や機能にふさわしい条件で協同組合監督のための施策を採ることを規定する」こと。その際、「施策は協同組合の自治を尊重し、国内法や慣例に従うとともに、他の形態の企業や社会団体に適用されるものに劣らない有利なものである」こと。前掲した「第89回総会向けレポート（1）」によれば、「ほとんどの先進工業国では、現在、協同組合の法定の監査は、協同組合運動に帰属する機関によって実施されている」（3.4協同組合法の内容、協同組合の支援業務に対する責任の項目より）。日本の生協法、農協法等では協同組合が行政庁の監督を受けることを規定している。行政の監督作用とは概ね、報告の徴収、検査、認可（設立・定款変更・合併・解散等）、個別共済規約等の承認、認可・承認の取消、各種命令、取消（総会・総代会議決、選挙）等々である。
- (d) [協同組合の協同組合諸機構への加入]:「協同組合の組合員のニーズに応える協同組合諸機構において、協同組合の会員資格を容易にする」こと。第90回総会委員会暫定議事録では、連合会の類の高いレベルの協同組合団体、機構への加入促進が目的であると論議されている。
- (e) [協同組合特有のサービスをする領域での開発奨励]:「特に協同組合が重要な役割を果たしている領域（エリア）、すなわち他の方法では提供されないサービスを提供する領域において、自治的かつ自主管理の企業としての協同組合の開発を奨励する」こと。この点は例えば「市場原理」によっては何ら行われぬサービス、例えば「農村における電力供給」（第90回総会委員会議事録より）、僻地等での物品販売、福祉サービス等々の事業を、自治的・自主管理の協同組合手法で立ち上げることの効果を認め、それに様々な支援を政府が行うべきということである。

第7項〔協同組合振興にあたって肝要な点〕

第7項は協同組合振興の際に大切なこと、認識の基本を述べた項である。この章が

政策的枠組みと政府の役割を説いた章であるので、国や地方自治体を軸とする協同組合振興政策の前提認識となる。第 1 は、協同組合振興を経済的・社会的開発の一つの柱と位置づけること、第 2 は、協同組合を適切に処遇し、特定の社会的・公共的政策課題では支援施策を導入すること、第 3 は、協同組合運動における女性の参加拡大を特別に考慮すること。以上 3 点がこの項で展開されている。

(1)〔協同組合振興を経済的・社会的開発の一つの柱と位置づける〕

第 7 項の(1)は、「第 3 項に列記された価値や原則に導かれる協同組合振興が、国内・国際的な経済的・社会的開発の一つの柱として見なされるべきである」と述べ、国や地方自治体の経済社会開発政策、もっと現実的には地域コミュニティの再生、開発に、協同組合振興を積極的に位置づけることを勧告している。

現在の日本再生のキーワードは「市民の自発的力」である。ボランティアを軸とする非営利組織(NPO)振興とともに、人と地域に役立つ自発的な仕事おこしを目的に、そこに働くものが出資して事業体をつくり、みんなで責任持って運営するというワーカーズ・コープ(労働者協同組合)等の協同組合の振興が求められていると言えよう。

この点では、2001年12月19日採択の第56回国連総会決議56/114「社会開発における協同組合」(以下国連決議56/114)も、その前文において「さまざまな形の協同組合が、女性や若年者、高齢者、障害者等あらゆる人々による経済・社会開発への最大限可能な参加を促進し、また経済・社会開発における主要な要素になりつつある」(JJC 仮訳)と、協同組合の役割を認知している。

(2)〔協同組合を適切に処遇し、特定の社会的・公共的政策課題では支援施策を導入する〕

第 7 項の(2)は、まず前段で協同組合の処遇について総論を述べている。「協同組合は国内法や慣例に従い処遇されるとともに、他の形態の企業や社会団体に認められるものに劣らない有利な条件で処遇されるべきである」と。日本においてこのことを事業活動面で法律に規定したものとして消費生活協同組合法第 11 条「組合は、前条の事業を行うにあたって、特別の理由がない限り、同様の事業を行う他の者と同等の便益を受けることを妨げられない」の規定がある。

後段は、特別に協同組合が行う特定の社会的・公共的政策課題に応じた活動に対し、適切な場合には政府は支援施策を導入すべきと勧告している。本文で特定の社会的・公共的政策課題として例示しているのは、雇用の促進や、不利な立場にあるグループ・地域の利益になる活動の開発・展開等である。そして、このような支援施策として何よりもまず可能な限り、税の優遇、貸付、助成金、公共工事業への参入、特別官需規定が考えられるとしている。

(3)〔協同組合運動における女性の参加拡大を特別に考慮する〕

第7項の(3)は、女性の参加について、「協同組合運動のあらゆるレベルにおいて、とりわけマネジメントやリーダーシップのレベルにおいて、女性の参加拡大を特別に考慮すべきである」と述べている。ここに言う「マネジメントやリーダーシップのレベル」とは、単に協同組合役員の男女構成比（これも大事な点であるが）の問題に収束させることなく、トップ・マネジメント集団、各事業政策の立案者等のレベルを想起すべきであろう。

第8項〔特に実行すべき国内政策の具体的内容と留意点〕

第8項は、協同組合振興に関わる国内政策として特に実行すべき具体的内容とその際の留意点を述べている。

(1)〔特に実行すべき国内政策の具体的内容〕

協同組合振興に関わって特に実行すべき国内政策の内容は、労働や労働環境に関わる問題、人的資源開発から教育研修、事業おこしを支援する手段、協同組合の普及など多岐にわたっている。

- (a) [全労働者に対する ILO 基準等の適用奨励]: 本項目では「協同組合において如何なる区別もすることなく、すべての労働者に対し、ILO の基本的労働諸基準、また労働における基本原則・権利に関する ILO 宣言（の内容）の適用奨励する」べきであるとしている。ここで「あらゆる労働者」とは、パートタイムとかフルタイムとかに関わらず、また雇用関係の有無に関わらず、また「アウトソーシング」の名であってもなくとも、下請け・委託を含めて協同組合事業に関連して働いているすべての人と解すべきである。すなわち「労働者」とは、「放任して置くと、搾取的弊害に陥り易いものはすべて労働者である」（末弘 厳太郎）という保護の必要性の視点から実態的に考察し続けることが重要である。
- (b) [労働法遵守の協同組合の保証、労働者の権利侵害との闘い]: 本項目は前項目(a)を受けて、あらゆる労働者は社会的・法的に保護されるべきであって、協同組合振興の国内政策は「協同組合が、労働法に従わない目的で設立されたり利用されたり、また雇用関係を隠蔽するために利用されたりしないよう保証する」とともに、「労働者の権利を侵害する似非協同組合と闘う」べきであるとしている。ILO 総会の委員会議論では、「労働法についての欺罔（不正な労働関係）」を戒める論議が行われた（第 89 回総会委員会暫定議事録段落 120 番他）。
- (c) [男女平等の促進]: 国内政策はまた、「協同組合において、また協同組合業務

において、男女平等を促進する」べきものとしている。すなわち、活動においても仕事においても、男女共同参画を促進すべきと強調している。

- (d) [最良の労働慣行保証の施策]: 協同組合全体の労働慣行の底上げのための施策として、「関連情報の入手など、最良の労働慣行が協同組合で守られることを保証するための施策を奨励する」ことを求めたものである。
- (e) [人的資源開発]: 国内政策についてはさらに「組合員、労働者、経営陣」の人的資源開発に言及し、その開発内容として「専門的職業的技術、企業家経営者能力、事業可能性把握力、総合的な経済社会政策能力」挙げ、それらを開発し、また「彼らの情報通信技術の利用を向上させる」べきとしている。
- (f) [国内教育制度や社会教育等における協同組合教育研修の奨励]: この項は主に協同組合外を想定した協同組合に関する教育研修の推進について言及している。すなわち、国内政策は「国民教育や研修システムのあらゆる適切なレベルで、またより広く、社会全体において、協同組合の原則や実践の教育研修を促進する」べきとしている。要するに小中高から専門学校・大学、職業訓練の講座や学校、成人学級などにおいて、小学校なら小学校らしく、職業訓練なら仕事おこし等、あらゆる教育研修の場での協同組合にかんする教育を促進する政策の必要性を述べている。
- (g) [職場の健康安全]: ここでは、国内政策は「職場における健康と安全に備える手段・施策の採用を奨励する」べきと述べている。これはいわゆる労働環境基準だけではなく、現在の労働者のストレスに関わる問題まで含むと見るべきであろう。近年日本においては労働者のメンタル・ヘルスが注目されてきていることも留意しなければならない。
- (h) [生産性、競争力、財・サービスの質向上のための研修その他の提供]: 国内政策には、協同組合向けの研修やその他の形態の援助も含まれる。すなわち、「協同組合の生産性や競争力の水準の向上、協同組合が作りだした財（商品）・サービスの質の向上」、これらのために政府等が行う研修等の必要性を述べ、国内政策に組み入れるべきとの趣旨である。
- (i) [クレジット利用の便宜]: クレジットとは、信用供与、信用貸付、掛売等を行うことである。資産を持たない者が事業を立ち上げる際、生産手段等の確保・拡充が必要であるが、民間銀行からは的確な融資対象とはみなされない場合が多い。そのために高利貸しに走るのを避けるために、事業に必要な信用供与ないし信用貸与が健全な育成・発展にとって決定的になる。これは小規模事業者にとっても同様である。これに対して積極的に政府の政策を要求しているのが

この項である。

- (j) [市場参入への便宜]: 市場への参入への便宜とは、作った商品の販売ルート（サービス提供ルート）とともに、必要な資材・原材料の購入ルート（情報入手ルート）の確保・確立し、よって公正な価格の取引を確保できる条件を整えることにある。そのために国内政策を整備する。そのことによって、小規模な事業おこしが活性化し、協同組合の振興にもつながると言える。
- (k) [協同組合に関する情報の普及]: 国内政策には「協同組合に関する情報の普及を促進する」ことが含まれる。特に本勧告には明示されていないが、先に挙げた国連決議 56/114 は第 6 項において「国際協同組合デー」を引き続き毎年 7 月第 1 土曜日にするよう、政府や協同組合団体等に求めていることに留意したい。
- (l) [協同組合統計の改善]: 前述第 7 項の(1)「協同組合振興を経済的・社会的開発の一つの柱と位置づけること」を踏まえ、国内政策は「開発政策を策定し実施する見地から、協同組合に関する国内統計の改善に努める」べきであるとしている。同趣旨で国連決議 56/114 第 5 項は「協同組合の発展および国家経済に対するその貢献に関する統計データベースの作成あるいは改善を、協同組合運動との協力の下に行なうよう政府に求め」ている。

(2) [上記政策化にあたっての留意点]

前記本項(1)に述べたような政策の実施にあたって留意すべき点がこの本項(2)である。(a)と(b)は地方分権化、規制緩和の流れを踏まえたもので「国家の規制機能に対する制限」「協同組合の構造と組織に関する柔軟性」(前掲「第 89 回総会向けレポート (1)」より)の文脈で論議されてきた。これは地域コミュニティの中でより稼働しやすい協同組合への支援と言える。最後の(c)の文章は短いが、激動の時代にあって、企業は誰のものか、どのような利害関係者の中にあり、結局誰が役員を決めるのか等々が問われてきていることから、コーポレート・ガバナンス(企業統治)に言及したものと思われる。

- (a) [協同組合行政の地方分権化]: 政策は「適切な場合には、協同組合に関する政策・規制の策定および実施を地方や地域に分権化する」ものであるべき。
- (b) [協同組合の法的義務範囲の限定]: 政策は「登記、財務監査・社会監査、また免許取得といった分野において、協同組合の義務を限定する」ものであるべき。
- (c) [コーポレート・ガバナンスの最良実践例の促進]: 政策は「協同組合において、コーポレート・ガバナンスに関する最良実践例を奨励・促進する」するものであるべき。

第9項〔インフォーマル経済と協同組合の役割〕

政策的枠組みを規定してきた第 4 章最後の第 9 項はインフォーマル経済と協同組合の役割を記述している。「(時々「インフォーマル経済」として引き合いに出される) 多くの場合からうじて生活をつなぐギリギリの生存活動であるものを、法的に保護された労働、経済生活の本流へと完全統合する労働に転換させる際、政府は協同組合の重要な役割を高め、その方法を促進するべきである」。

本勧告を採択した ILO 総会の別の議題において、「ディーセント・ワークとインフォーマル経済に関する結論」を採択しているので、これと対応させてこの第 9 項を理解することができる。

その「結論」の冒頭のところでは「今私達は、法律や規制の枠組みの外にあり、認知されていない、非常に貧しく弱い立場にある多数の労働者及び企業の問題に取り組もうとしており、彼らの抱えるディーセント・ワークの欠如という問題を是正しようとしている」(結論第 1 項より)と述べ、「ディーセント・ワークの欠如が最も緩和されなければならないのは、その仕事が隠れて行われている場合や、法や制度の外で行われている場合である。今日、非常に多くの人々がインフォーマル経済で働いており、それは彼らがフォーマル経済では職を得られないとか、事業を始めることができないなどの理由によるものである」(同第 2 項より、以上 ILO 東京支局訳、協同総合研究所所報「協同の発見」第 123 号、2002.9)と、インフォーマル経済への対応の位置づけを明らかにしている。

本項は、このような位置にある労働を法的に保護された労働、経済生活の本流へと完全統合する労働に転換させる際、政府は協同組合の重要な役割を高め、その方法を促進するべきであるとしているのである。

なお、総会前の勧告案の段階までは用語として「インフォーマル・セクター」を用いていたが 2002 年総会で「インフォーマル経済」と変更した。この点は、上記「ディーセント・ワークとインフォーマル経済に関する結論」第 3 項その他に説明がある。どちらの用語がより適切かの論議とは別に、これまでの実際の調査や実態報告では「インフォーマル経済」または「インフォーマル・セクター」として多くの文献があるので、それを踏まえて諸文献・国連等の会議報告資料等にあたる必要がある。実際、国連の社会政策、女性問題等に関する諸文書も両方が使われている。

第 4 章 協同組合振興のための公共政策の履行

第 4 章は協同組合振興に向けて、またその活動の促進に向けて、国、とりわけ政府

の公共政策の履行を勧告している章である。

第 10 項〔法制度の策定と改正と協議〕

(1)〔協同組合法制度等の策定と改正〕

第 10 項の(1)は「協同組合に関する特定の明確な法制度・規制を採用すべき」と加盟国に勧告している。もちろん、その協同組合とは本勧告第 3 項に掲げられた協同組合の価値・原則を指針とする協同組合のことであると述べている。かつ、「時宜を得てこのような法制度・規制を改正すべき」としている。

さて、一定の法制度はあるが、それが本勧告の趣旨に見合う「あらゆる形態と種類」(本勧告第 1 項)の協同組合の振興に対応する法制度になっていない日本の場合、本項をどう理解すべきか。当然、そのための諸整備を勧告していると理解できる。当面するワークス・コープ法(「協同労働の協同組合」法)の制定、その他がこれに当たると言えよう。

この点では、今回総会の委員会討議で別の第 13 項の論議の時ではあったが、フランス政府代表委員が述べた「協同組合は、他のすべての企業形態と同様に、経済のすべての分野で活動することができる」(第 90 回総会委員会暫定議事録段落 268 番)との意見は大変参考になる。

(2)〔協同組合に関連する法制度等の策定と改正の際の協議〕

本項は、協同組合に適用するし適用しうる法制度・規制の策定・改正にあたっては、「協同組合団体に加えて使用者および労働者の団体に意見を聞くべき」であるとしている。経済・社会発展における協同組合の役割を認知していることから、これらの政策をより実行力あるものとするべく、市民レベルで実施する主体としての協同組合等に意見を求めることを要求しているものである。

第 11 項〔協同組合に対する支援サービス〕

(1)〔サービスの目的と政府の任務〕

本項(1)では、「協同組合を強化し、その事業活力を強化し、その雇用・所得創出能力を強化する目的で、政府は、協同組合が支援サービスを簡便に利用できるようにすべきである」と述べ、その諸サービスには可能な場合、以下のサービスが含まれるべきと、(2)にそのサービスを列記している

(2)〔サービス内容〕

- (a) 人的資源開発プログラム
- (b) 調査・経営相談サービス

- (c) 資金調達、投資機会の利用
- (d) 会計および監査サービス
- (e) 経営管理情報サービス
- (f) 情報、広報サービス
- (g) 科学技術、技術革新に関する相談
- (h) 法律、税務サービス
- (i) マーケティング援助サービス
- (j) その他適切なサービス

(3)〔以上の支援サービス確立に対する政府の援助〕

もとより、これらのサービスは政府のある部門として行うこともある（実際に協同組合開発局や教育振興局が協同組合の教育研修を支援している国がある）し、そうでない場合もある。しかも協同組合の一機関としてのサービス機関に限定もしていない。それを踏まえて本項では「政府はこれらの支援サービス（を提供する主体）の設立を容易にするべきである」と政府の任務を明確にするとともに、協同組合や協同組合団体にあっては、「これらのサービス主体の組織化・体制作りや管理運営に参加することが奨励されるべきであり、実行可能で適切な場合にはこれに資金提供することが奨励されるべきである」としている。

(4)〔政府による協同組合の役割承認の手段・方法〕

本項は、政府が協同組合やその団体の役割を承認する場合、何が、何の手段・方法が承認の証なのかを記述している。すなわち、「政府は、全国的・地域的レベルにおいて、協同組合の設立と強化にねらいを定めた適切な施策を開発することによって、協同組合の役割を承認すべきである」（下線は引用者）と。

第12項〔融資や信用貸付利用を容易にする政府の施策〕

すでに述べてきたように、協同組合の設立支援等には信用供与や信用貸付等が重要である。本項ではこれに対する政府の任務を明示している。すなわち、「政府は、協同組合が投資資金の融資やクレジットの利用を容易にするべく、適切な場合、諸施策を採るべきである」と。このような施策は、特に以下のようなものであるべきとしている。

- (a) 貸付その他の融資便宜が提供されるようにすること。
- (b) 行政手続を簡素化し、不十分な協同組合資産水準を是正し、借入手続きコストを削減すること。
- (c) 貯蓄やクレジット、銀行や保険の協同組合など、協同組合のための自治的融資システムを奨励すること。

(d) 不利な立場のグループのための特別規定を含むこと。

第 13 項〔協同組合間連帯・提携の発展の諸条件整備〕

公共政策の章の最後、第 13 項は、協同組合運動促進のために、政府に対して協同組合間連帯・提携発展の諸条件整備を求めている。すなわち、「協同組合運動促進に向けて、政府は、経験の交流とリスク・利益の共有を容易にするために、すべての形態の協同組合間における技術的・商業的・財政的連携の発展を前進させる諸条件を促進すべきである」と。

協同組合運動は一つひとつの協同組合が孤立して運動・事業を行うだけでは、その事業・経営の安定的発展を望むことができない。本項では ICA 第 6 原則「協同組合間連帯の原則」を踏まえながら、より具体的な方法と方向を提起している。それは「リスク・利益の共有を容易にする」こと、換言すれば成功した事業の普及や共同事業化、困難な組合への経営支援の迅速で効果的な実施等の条件整備である。

したがって本項では、協同組合間連携は同形態の間だけを視野に入れるのではなく、すべての形態の協同組合間での技術的・商業的・財政的連携の発展を目標にしたものとして提起されるのである。

政府に求めているのはこのような諸条件の促進をという範囲であって、政府が行う具体的な内容は記述されていない。実際は協同組合側の主体的な連帯・連携の促進度が諸条件の内容を決めることになる。日本では、農協と生協とが結成する協同組合というものは法的に保障されていないが、コミュニティに貢献する複合的な協同組合は近い将来に必要とされる形態であるので、このような整備も「あらゆる形態の協同組合間連携の発展を前進させる諸条件を促進」させる具体的検討課題に入ってくると思われる。

第 4 章 使用者団体、労働者団体、協同組合団体の役割、そして各団体間の関係

第 14 項〔使用者団体、労働者団体、協同組合団体の協力〕

第 14 項は、協同組合振興に向けて使用者団体、労働者団体、協同組合団体と一緒に協力すべきことを求めている。それは、持続可能な発展という大きな目標で一致できるし、するべきだからだとしている。すなわち、「使用者団体および労働者団体は、持続可能な発展という目標達成に向けた協同組合の重要性を認知しつつ、協同組合団体と一緒に協力して協同組合振興の方法と手段を探求すべきである」と。

第15項〔使用者団体への協同組合の加入、サービス提供〕

前項の協力を使用者団体として具体化し、「使用者団体は、適切であれば、使用者団体への加入を希望する協同組合に対する会員資格の拡大を考慮に入れ、他の会員に適用しているものと同じ諸条件で適切な支援サービスを提供するべきである」とした。

日本では、生協や農協、他の協同組合、ワーカーズ・コープ、それらの連合会と、日本経団連、同友会等との関係ということになる。

第16項〔労働者団体の役割〕

労働者団体に対しては、協同組合との協力・協同組合振興について具体的に多くの事項が述べられている。

- (a) 労働者団体は「協同組合で働く労働者に対し労働団体に加入するよう助言と援助を行うべき」である。もちろん、雇用関係の有無、雇用形態の違いに関わらず、すべての労働者に対してである。
- (b) 労働者団体は「基礎的な物資やサービスを利用し易くする目的などをもって、労働者団体の組合員が行う協同組合設立を支援するべき」である。一企業内であろうと、企業を跨ごうと労働組合員が自らの生活向上のために生協等を作ることを、労働組合は支援すべきと言っている。
- (c) 労働者団体は「協同組合に影響を及ぼす経済的・社会的問題を検討する地方レベル・全国レベル・国際レベルの各種委員会・作業グループに参加するべき」である。労働者団体を参加させること、労働者団体が積極的に参加すべきと言っている。
- (d) 労働者団体は「企業閉鎖が提示された場合を含めて、雇用創出もしくは維持のために、新しい協同組合の設立を援助し、これに参加すべき」である。ここに言う「新しい協同組合」とは労働者主体の協同組合、ワーカーズ・コープ等のことである。企業閉鎖の場合、労働組合管理など様々な形態で仕事を継続する場所があるが、本勧告では積極的に労働者主体の協同組合の設立を提起している。
- (e) 労働者団体は「協同組合の生産性を高める目的の対協同組合プログラムを援助し、これに参加すべき」である。上記(b)や(c)の設立時から、その後の運営にも関わる問題なので、積極的に関わることを求めている。
- (f) 労働者団体は「協同組合における機会均等を推進すべき」である。本文では特に言及した項目はないが、教育研修、新規事業への応募、昇進等の場面が想定

できる。

- (g) 労働者団体は「協同組合の従事組合員の権利行使を促進すべき」である。なお、ここに言う「従事組合員 (worker-members)」とは、組合員として出資し、かつその組合員資格で労働に従事している人たちを指している。代表的な例はワーカーズ・コープ (労働者協同組合) である。
- (h) 最後に、労働者団体は「その他教育研修等、協同組合振興のためのあらゆる活動に着手すべき」であると括っている。

第 17 項〔協同組合グループの役割〕

第 17 項は、協同組合自体は何をするべきかの項である。ここでは「協同組合」と「それらを代表する諸団体」と限定して述べている。ここでは結局、協同組合グループ総体としての課題を取り上げそれを主に、協同組合を代表する諸団体 (連合会、中央会) として推進することを言っている。もちろん、必要に応じてこれら代表諸団体 (各種協同組合の連合体、中央会) の共同歩調がより協同組合のアイデンティティ、社会的役割を高めることは言うまでもない。

すなわち本文は協同組合グループ総体に対して、以下の行為・活動を推奨している。

- (a) 協同組合の発展にとって好ましい環境を創り上げるために、使用者団体、労働者団体、関係する政府・非政府諸機関との積極的な関係を築き上げる。
- (b) 自らが持っている支援サービス (機構) を管理・運営し、その資金調達に寄与する。
- (c) 傘下の協同組合に対して、仕入・販売に関わるサービス、融資サービスを提供する。
- (d) 協同組合の組合員、労働者、経営陣の人的資源開発に投資し、促進する。すなわち、人の持つ潜在力開発にお金をかけるということである。
- (e) 全国的・国際的協同組合団体の発展およびそれへの加入を促進する。いわゆる協同組合団体の組織強化・拡大である。
- (f) 国際レベルにおいて一国の協同組合運動を代表する。この項は、一国において複数の代表団体があることを妨げてはいない。(第 89 回総会向けレポート (1) の「一つあるいは複数の国内頂上組織」の項参照)
- (g) 協同組合振興のために、他のあらゆる活動に着手する。以上である。

第 章 国際的協同

第 18 項〔国際的協同の促進〕

勧告の内容の最後は国際的協同の促進である。協同組合の国際的協同活動は、ICA やその下の特別委員会を通じても行われるだけでなく、ILO の場あるいは ILO と ICA の共同の場（世界的、地域的）を通じても行われている。また COPAC（Committee for the Promotion and Advancement of Cooperatives：協同組合振興促進委員会、国連・ILO・ICA 等の 6 つの国際機関で構成）も積極的に会議、セミナー等を開催している。

このような国際機関の場を通じた協同の他に、貿易（これは通常二国間）以外の二国間協同も盛んに行われており、スウェーデン、カナダは以前から「支援」の形態でアジア、アフリカの地域と協同が進んでいる。日本でも、漁業、農業、店舗運営の他、人材育成マネジメントセミナー、研修受け入れ、招聘セミナーなど多面的な国際的協同が行われている。

第 18 項は、協同組合の国際的協同は、以下の活動を通じて促進されるべきとしている。

- (a) 協同組合の組合員のための雇用創出や所得生成にあたり効果の証明されている政策やプログラムについての情報交流。ここでは、「雇用創出や所得生成」に関して、成功した事例、効果の出た取り組み等々の実践例・典型例、それを支えた政策などを、会議・セミナーや様々な媒体を駆使して情報交流・経験交流することを言っている。
- (b) 以下の項目を可能にするための、協同組合開発に関与している国内・国際的な機関・研究等の施設間の関係の奨励と促進。
 - (i) 人事やアイデアの交流、教育研修教材・手順や参考資料の交換
 - (ii) 協同組合やその開発に関する調査資料その他のデータの収集と活用
 - (iii) 協同組合間の提携および国際パートナーシップの確立
 - (iv) 協同組合の価値・原則の奨励、擁護
 - (v) 協同組合間の商業ベースの諸関係の確立
- (c) 市場情報、法制度、研修の方法と技術、科学技術、製品規格などといった国内や国際的データを協同組合が利用すること。
- (d) 正当かつ可能な場合、協同組合や関連する使用者・労働者の団体と協議して、協同組合を支援するための地域的（regional）・国際的な共通の指針と法制の開発。ここに言う地域（region）は国際組織で使われる、ヨーロッパ地域とか北米地域等々である。日本は、ILO や ICA との区分けではアジア太平洋地域に所属する。

以上、この第 18 項をもって、「協同組合振興勧告」の内容は終了する。

第 章 終末規定

第 19 項〔第 127 号勧告の取扱い〕

この勧告の最後に、この勧告と 1966 年の（発展途上国）協同組合勧告との関係を述べて、全体を締めくくっている。「本勧告は、1966 年の（発展途上国）協同組合勧告を改正し、それに取って代わるものである。」

発展途上国にとっては、協同組合勧告の改正であるが、体制移行を行った国、日本など先進工業国等は、協同組合に関する初めての ILO 勧告となる。

従って日本において、協同組合に関する初めての ILO 勧告にふさわしく、ILO 総会で評決に参加した政労使のみならず、協同組合陣営にとっても、勧告内容について真摯な検討が求められる。

「ILO・国連の協同組合政策と日本」(日本経済評論社 2003 年 5 月刊、日本協同組合学会編訳、2200 円)に収録。
